

安芸市告示第 102 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、安芸市が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、次の者を安芸市公金収納受託者として、本市が一般廃棄物処理手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務を委託したので、同法施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

安芸市長 横山 幾夫

